

平成 29 年 3 月 21 日
文部科学省生涯学習政策局
政策課調査統計企画室

学校基本調査に係る軽微変更について

－学校基本調査における中学校卒業生の就職者の正規・非正規別の把握について－

学校基本調査（以下「本体調査」という。）に関しては、「諮問第 66 号の答申 学校基本調査の変更及び学校基本調査の指定の変更について」（平成 26 年 7 月 14 日付け府統委第 63 号）において「今後の課題」が指摘されており（別紙参照）、当省としては、当該指摘事項に従った変更を行うこととしています^{（注）}。

しかしながら、遅くとも平成 29 年度調査を目途として実施する「中学校卒業生の就職者の正規・非正規別の把握」については、29 年度の本体調査における対応が困難となったことから、以下のとおり、当省の対応方針等について説明いたします。

（注）「統計委員会が軽微な事項と認めるもの」の取扱いについて（平成 21 年 3 月 9 日統計委員会決定）において、「統計委員会の答申での指摘事項（具体的な措置内容が明確となっているものに限る。）に従った変更」については、軽微な事項とされている。

1. 対応方針

本来であれば、本件指摘を踏まえ、本体調査の卒業後の状況調査票（中学校）において、所要の把握を行うための変更を行う必要があります。しかしながら、当該変更のためには、同調査票に係る電子調査票の改修等を行う必要があり、これらに要する費用及び期間を平成 29 年度の本体調査の実査（平成 29 年 4 月実施）までに確保することは、困難な状況となっています。

このため、平成 29 年度においては、別途、一般統計調査として、当該状況を把握するための調査（以下「付帯調査」という。）を実施し、その調査結果を本年 12 月公表予定の本体調査の結果報告書（「学校基本統計（学校基本調査報告書）」）及びインターネット（文部科学省ホームページ及び e-Stat）に併せて掲載することで対応することとし、30 年度からは本体調査において速やかに把握できるようにしたいと考えております。

2. 付帯調査の概要

（1）調査対象の範囲及び報告者数

学校現場の負担軽減の観点から、平成 29 年度の本体調査において、卒業者に就職者がいたと回答した中学校を対象として実施（全国の中学校約 1 万校中 2,000～3,000 校程度を想定）

（2）報告を求める期間

本体調査の速報値は 8 月上旬にまとまることから、これ以降の時期に、当該データに基づいて卒業者に就職者がいたと回答した全ての中学校を対象に調査票を配布

（3）調査結果の公表の方法及び期日

本年 12 月公表予定の本体調査の結果報告書（「学校基本統計（学校基本調査報告書）」）及びインターネット（文部科学省ホームページ及び e-Stat）において付帯調査の結果を併せて掲載

「諮問第66号の答申 学校基本調査の変更及び学校基本調査の指定の変更について」
 (平成26年7月14日付け府統委第63号) における「今後の課題」

| | 課 題 | 実 施 時 期 |
|---|---|--------------------|
| 1 | こども園票 ^(※) の「職員数」における非常勤職員の把握 | 遅くとも平成30年度調査を目途に実施 |
| 2 | こども園票の「休職等教員数」における休職等理由区分等の見直し (休職者数の男女別の把握、「結核」の削除や「介護休業」の追加等) | 遅くとも平成30年度調査を目途に実施 |
| 3 | 学校調査票(大学)学部学生内訳票等の「年齢別入学者数」の年齢階級区分の細分化等 (「55歳～60歳」「61歳以上」⇒「55歳～59歳」「60歳～64歳」「65歳以上」) | 遅くとも平成29年度調査を目途に実施 |
| 4 | 卒業状況調査票(中学校)における卒業生の就職者の正規・非正規別の把握 | 遅くとも平成29年度調査を目途に実施 |
| 5 | 幼保連携型認定こども園を対象とする他の統計調査(厚生労働省所管「社会福祉施設等調査」(一般統計調査))との調整 | 平成32年度調査を目途に実施 |

(※) 学校調査票(幼保連携型認定こども園)